

## 埼玉大学学生後援会遠征援助(顧問教員用)要項

### 1. 条件

埼玉大学学生後援会遠征援助費を申請できる団体及び遠征は、以下のすべてに該当するものとする。

- ・ 今年度に課外活動団体として認められた団体であること。
- ・ 今年度に学生後援会の会員が 5 名以上所属している
- ・ 大会・コンクール・発表会等への遠征費用とし、合宿は対象外とする。
- ・ 申請可能な費用の項目は交通費、宿泊費とし、当該費用の全部または一部を申請できるものとする。

### 2. 申請及び援助額

申請は顧問 1 人あたり年度内で 1 回とし、援助費の上限は 40,000 円とする。

### 3. 申請方法

GoogleForms から申請を行ってください。  
<https://forms.office.com/r/eMHCKvLfv1>

### 4. 対象期間(大会・コンクール・発表会等の実施期間)

令和 7 年 4 月 1 日(火)から令和 8 年 3 月 31 日(火)まで

### 5. 申請期間

令和 7 年 11 月 14 日(金)から令和 8 年 2 月 27 日(金)まで

令和 8 年 3 月に行われる大会・コンクール・発表会等については予定を事前に申請し、実施後に再度提出をしてください。

### 6. 支払い方法

選考後、申請書に記載された口座への振り込みにより行う。

### 7. 採否結果

採否は援助費の振り込みをもって行う。